CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

（第 28 回委員会年次会合（2021 年 10 月 13 日）において改正）

漁獲証明制度（CDS）の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国によるSBT の漁獲を正確に確認するために、CDSが世界のSBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会（CCSBT）は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1.　一般条項及び適用

1.1　すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ（SBT）のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。

1.2　メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体（OSEC[1]）の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ[2]、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位[3]（即ち、頭、目、卵、内臓、尾及び鰭）については、文書なく輸出/輸入することができる。

1.3　メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。

1.4　遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。

---

[1]用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

[2] 用語「国産品の水揚げ」とは、当該 SBT の漁獲量が計上される国別配分量を有し、及び当該 SBT が記録される CDS 文書を発行するメンバー又は協力的非加盟国の CCSBT 許可漁船／運搬船により、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に SBT が水揚げされることをいう。

[3] この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

1.5　委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

1.6　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。

1.7　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

1.7.1　蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。

1.7.2　CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。

1.7.3　予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分にないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。

1.8　標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。

1.9　メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、遵守委員会（CC）／拡大委員会（EC）に対するそれぞれの年次国別報告書において、1.7.2、1.7.3 又は 1.8 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.8 については元来（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。

1.10　メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならず、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2.　必要となる登録

2.1　蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。

2.2　事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。

2.3　上記の許可登録に含まれない船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。

3.1.1 蓄養活け込み様式－SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。

3.1.2 蓄養移送様式－蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。

3.1.3 漁獲モニタリング様式－予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲、水揚げ、転載、輸出及び輸入の情報を記録。

3.1.4 漁獲標識様式－CDS の一環として標識装着された個別魚の情報を記録。

3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式－漁獲モニタリング様式によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡されており、その後全量又は一部を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。

3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A－D。

3.3 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる[4]。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。

3.4 3.3[5]に従い変更が加えられた文書は、メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。

3.5 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。

3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていなければならない。

4. 標識装着

4.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。

4.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。

4.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。

4.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分にないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。

---

[4] ただし、漁獲標識様式にあっては、メンバー又は協力的非加盟国の裁量によって、追加的な情報を含めるよう修正することができる。

[5] 漁獲標識様式への追記を除く。

4.2　3.1.4 のとおり、漁獲標識様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。

4.3　完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識様式の情報は、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。

4.4　標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。

4.5　メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

5.　確認

5.1　CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。

5.1.1　国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。

5.1.2　CCSBT の*大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議*に基づくすべての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー。

5.1.3　すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。

5.1.4　すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。

5.2　CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。

5.3　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む）。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。

5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に提供し、変更については遅滞なく回章する。

5.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

5.6 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要とされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。

5.7 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、別添 2 のとおり、SBT がさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。

5.8 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

5.9 メンバー及び協力的非加盟国は、5.8 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

6. 情報交換及びデータの 機密性保護

6.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない（漁獲標識様式[6]を除く）[7]。

6.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。

---

[6] 漁獲標識様式に提供すべき情報の要件は、4.3 に定められている。

[7] 様式原本の写し又は様式のすべての情報を含む電子様式のいずれか。

6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のものについては翌年 6 月 1 日までに、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間のものについては同年 12 月 1 日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、**別添 3** に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 収穫年
- 製品の仕向地（国産品の水揚げを含む）
- 漁具コード
- 正味重量
- 推定原魚重量（変換係数を利用して正味重量から算出する）
- パラグラフ3.4に従って提出された、変更が加えられたCDS文書の写し

6.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、6.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。

6.6 事務局長は、6.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

7. CDS 文書の確認

7.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

7.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、6.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

7.3　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。

7.3.1　関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。

7.3.2　CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。

7.4　メンバー及び協力的非加盟国は、7.1 及び 7.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。

7.5　遵守委員会は、6.3 及び 6.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 7.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。

7.6　委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。

7.7　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

8.　情報へのアクセス及び保護

8.1　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならず、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。

8.2　メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

9.　実施及びレビュー

9.1　本決議は、2010 年 1 月 1 日から発効する[8]。同日以降、CCSBT が 2000 年 6 月 1 日に採択した CCSBT みなみまぐろ統計証明制度に代わるものとなる。2010 年 1 月 1 日以前に漁獲された SBT については、CDS の標識装着要件は 2010 年 6 月 30 日まで免除することができ、CCSBT CDS 文書は最も実際的な方法で記入しなければならない。

[8] 日本は、2009-10 漁業年末（2010 年 3 月 31 日）まで、その現行標識制度を利用することができる。

9.2　遵守委員会は、2011 年会合までに本決議のレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.8 及び 1.9 において使用を免除した程度に関係する懸念事項が含まれる。以降のレビューの日程については、その時に合意する。

9.3　事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

別添１

漁獲証明制度様式

みなみまぐろ保存委員会

蓄養活け込み様式

漁獲証明制度

文書番号

FS -

● 漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体

漁獲期間		漁獲のあったCCSBT統計海区
初日	最終日	

● 曳航の部

曳航船の名称	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航開始年月日

曳航中の死亡魚に関する詳細				
曳航いけす数	期間		死亡尾数	死亡魚の重量(kg)
	最初の曳航	最後の曳航		

● 蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称	移送期間		魚の平均重量(kg)	重量の推定方法	全重量(kg)	尾数
	初日	最終日				

● 確認の部

割当所有者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

当局による確認: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名及び肩書き	署名	公印
	日付	

みなみまぐろ保存委員会

蓄養活け込み様式

記入要領

この様式は、捕獲したSBTに対して国別割当配分を所有している国/漁業主体の当局によって発行される。
この様式は、漁期の終了時に作成し、また該当するSBTを漁獲モニタリング様式に記録する前に完成しなければならない。

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

蓄養活け込み様式は、(1)漁獲した船舶、(2)曳航、(3)蓄養移送及び(4)確認の4部からなる。
この様式のすべての部を記入しなければならない。

様式の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。
文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。

● 漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称: 漁獲した船舶の名称を記入。
登録番号: 漁獲した船舶の登録番号を記入。
船籍がおかれる国/漁業主体: 漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。
漁獲期間: 漁獲の初日及び最終日の年月日を記入。
漁獲のあったCCSBT統計海区: 主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)、又は主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)を使用して、みなみまぐろを漁獲した海区を記入。

２以上の漁獲船舶によって漁獲した魚を１つの曳航いけすに収容した場合の、死亡魚の尾数及び重量並びに各蓄養場に移送したSBTの尾数及び重量については、各船舶に均等に割り当てるものとする。

● 曳航の部

注: 1行につき曳航船1隻について記載すること
曳航船の名称: 曳航船の名称を記入。
登録番号: 曳航船の登録番号を記入。
船籍がおかれる国/漁業主体: 曳航船の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。
曳航開始年月日: 曳航を開始した年月日を記入。

曳航中の死亡魚に関する詳細

すべての曳航中に発生した総死亡魚に関する情報が記録されるものとする。
曳航いけす数: 曳航いけすの総数を記入。
期間: 曳航の初日と最終日を記入。
死亡尾数: すべての曳航中に発生した死亡魚の総数を記入。
死亡魚の重量(kg): 発生したすべての死亡魚の総重量(kg)を記入。
＊ 曳航中に発生した死亡魚で商業的販売のために水揚げされたものについては、この様式は使用せず、漁獲モニタリング様式において天然魚として記録しなければならない。

● 蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称: SBTが移送されるSBT蓄養場の名称を記入。
移送期間: 移送の初日と最終日の年月日を記入。
魚の平均重量(kg): 移送されたすべての魚の平均重量(kg)を記入。
重量の推定方法: 平均重量の推定に用いた方法を記入。40尾サンプリング法の場合は40FSと記入。その他の方法については、開発された時にコードが提供される。
全重量(kg): 移送されたすべての魚の確認された全重量(kg)を記入。
尾数: 尾数測定により確認された、移送された魚の総数を記入。

● 確認の部

割当所有者による証明: 割当所有者は、この様式が蓄養場に移送された魚を正確に記録していることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。
当局による確認: 文書に署名する政府職員[1]の署名、日付及び公印とともに、氏名及び肩書きを記入。

[1] 政府職員は、蓄養場があるメンバー又は協力的非加盟国の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

みなみまぐろ保存委員会

蓄養移送様式

漁獲証明制度

文書番号

FT -

● 移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	移送しようとする蓄養場の名称	国/漁業主体

● 曳航の部

曳航船の名称	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航年月日

魚の推定重量(kg)	魚の推定尾数

● 受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	受けとろうとする蓄養場の名称	国/漁業主体

● 確認の部

移送しようとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

受けとろうとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

みなみまぐろ保存委員会

蓄養移送様式

記入要領

この様式は、捕獲したSBTに対して国別割当配分を所有している国/漁業主体によって発行される。
この様式は、蓄養場間におけるSBTの移送ごとに添付しなければならず、またこの写しは発行国/漁業主体に提出しなければならない。

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

蓄養移送様式は、(1)移送の部、(2)曳航の部、(3)受領の部及び(4)確認の4部からなる。この様式のすべての部を記入しなければならない。

様式の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。

● 移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー： CCSBTの許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。
移送しようとする蓄養場の名称: 移送される魚を有するSBT蓄養場の名称を記入。
国/漁業主体: 移送しようとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

● 曳航の部

曳航船の名称: 曳航船の名称を記入。
登録番号: 曳航船の登録番号を記入。
国/漁業主体: 曳航船の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。
曳航年月日: 曳航年月日を記入。
魚の推定重量(kg): 移送される魚の推定重量(kg)を記入。
魚の推定尾数: 曳航の間移送される魚の推定尾数を記入。

● 受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー： CCSBTの許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。
受けとろうとする蓄養場の名称: 魚を受けとるSBT蓄養場の名称を記入。
国/漁業主体: 受けとろうとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

● 確認の部

移送しようとする蓄養場による証明: 移送しようとする蓄養場の代表者は、受けとろうとする蓄養場に移送される魚を正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。
受けとろうとする蓄養場による証明: 受けとろうとする蓄養場の代表者は、移送しようとする蓄養場から受領した魚を正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。

みなみまぐろ保存委員会

漁獲モニタリング様式
漁獲証明制度

文書番号
CM -

漁獲標識様式文書番号	

● 漁獲/収穫の部 - いずれかにチェックのうえ記入

☐ **天然魚**

漁獲した船舶の名称	登録番号	船籍のおかれる国/漁業主体

又は

☐ **蓄養SBT**

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	蓄養場の名称

関連する蓄養活け込み(FS)様式の文書番号(複数可)

魚の詳細

製品:F（生鮮）/ FR(冷凍)	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT*	漁獲/収穫年月	漁具コード	CCSBT統計海区	正味重量(kg)	総尾数(RD/GGO/GGT/DRO/DRTの場合も記入)
* その他の場合 (OT): 製品のタイプを記載				* その他の場合 (OT): 変換係数を記載		

加工施設の名称 (該当する場合)	加工施設の住所 (該当する場合)

当局による確認(洋上で転載され輸出されるものについては不要)：私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名及び肩書き		署名		公印
		日付		

● 製品の中間仕向地の部 - (転載及び/又は輸出の場合のみ) - チェックのうえ必要箇所を記入(複数可)

☐ **転載**

漁獲した船舶の船長による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、漁獲/収穫に関する情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名		日付		署名	

受けとろうとする船舶の名称	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体

及び/又は

受けとろうとする船舶の船長による証明： 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名		日付		署名	

オブザーバーによる署名**(洋上転載についてのみ):**

氏名		日付		署名	

☐ **輸出**

輸出地点*						仕向地 (国/漁業主体)
市		州又は県		国/漁業主体		

* 公海上での洋上転載については、国/漁業主体の代わりにCCSBT統計海区を記入し、その他の箇所は空白とすること

輸出者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	許可番号 / 会社名	日付	署名

当局による確認**:** 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名及び肩書き		署名		公印
		日付		

● 製品の最終仕向地の部 - いずれかにチェックのうえ1仕向地のみを記入

☐ **国内販売向け国産品の水揚げ**

国内販売の証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	住所	日付	署名	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT	重量（kg）

又は

☐ **輸入**

最終輸入地点					
市		州又は県		国/漁業主体	

輸入者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	住所	日付	署名	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT	重量（kg）

みなみまぐろ保存委員会

漁獲モニタリング様式

記入要領

この様式は、捕獲したSBTに対して国別割当配分を所有している国/漁業主体によって発行される。

この様式（CMF）は、すべてのSBTの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならず、またこの様式の写しは発行国/漁業主体に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位（即ち、頭、目、卵、内臓、尾及び鰭）については、この様式なしに輸出/輸入することができる。以下について留意されたい。

- **蓄養に関しては、CMFに記載するすべてのSBTに対する蓄養活け込み様式が当該国/漁業主体によって発行されていなければならず、これらの蓄養活け込み様式の文書番号をCMFに記録しなければならない。**
- **CMFに記載するすべてのSBTに対して漁獲標識様式が作成されていなければならず、その写しを発行国/漁業主体に提出しなければならない。この漁獲標識様式の文書番号はCMFに記載しなければならない。**

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。
漁獲モニタリング様式は、(1)漁獲/収穫、(2)製品の中間仕向地及び(3)製品の最終仕向地の3部からなる。漁獲/収穫及び製品の最終仕向地の部については、必ず記入しなければならない。 製品の中間仕向地の部については、製品が輸出及び/又は転載される場合のみ記入しなければならない。

様式の上部には、以下の2つの情報を必ず記入しなければならない。

文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。

漁獲標識様式文書番号: 本様式に関係のある漁獲標識様式の固有文書番号をすべて記入。すべての文書番号の記入に十分な余地がない場合は、これに関する情報を別紙に記入し添付すること。

● 漁獲　収穫の部 - いずれかにチェックのうえ記入

□にチェックし、漁獲物が天然魚又は蓄養SBTのいずれの漁獲物であるのかを特定。
チェックした □に該当する漁獲　収穫の部の箇所を記入のうえ、残りについて記入しなければならない。

天然魚 - 天然魚の場合のみ記入(蓄養SBTの場合は記入しないこと)

漁獲した船舶の名称: 漁獲した船舶の名称を記入。

登録番号: 漁獲した船舶の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体: 漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

蓄養SBT -　蓄養SBTの場合のみ記入

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー: CCSBTの許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

蓄養場の名称： 蓄養場の名称を記入。

関連する蓄養活け込み(FS)様式の文書番号(複数可): この様式に関係のある蓄養活け込み様式の固有文書番号をすべて記入。この様式に関連する蓄養活け込み様式の文書番号は、すべて同じ漁期に活け込まれた魚にかかるものでなければならない。すべての文書番号の記入に十分な余地がない場合は、これに関する情報を別紙に記入し添付すること。

魚の詳細

この部に記載したすべてのSBTを、製品の最終仕向地に輸送しなければならない。分割して出荷することは許可されないため、SBTを2カ所以上の異なる仕向地に輸送する場合は、それぞれの仕向地に送付する漁獲物ごとに漁獲モニタリング様式を作成しなければならない。

SBTの積荷について、次の情報を用い最も高い精度で記載しなければならない。

注：1つの製品形態について1行を使用すること。

製品: 出荷する製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入。

タイプ: 製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。OT（その他）の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのSBT
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内蔵及び尾を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾付き	鰓、内蔵、鰓蓋（鰓板）及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内蔵、鰓蓋（鰓板）、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
FL	フィレ	DRTを更に加工処理し、胴体をフィレ状にカットしたもの。
OT	その他	上記以外のもの。

漁獲/収穫年月: みなみまぐろを収穫した年及び月を記入。蓄養魚の場合、最初に収穫した月ではなく、捕殺した月を記入する。

漁具コード: 次のリストからみなみまぐろを収穫するために使用した漁具のタイプを特定。その他の場合、漁具の種類を記載。蓄養魚の場合、“蓄養”と記入。

漁具コード	漁具のタイプ
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	銛
LL	はえ縄
MWT	中層トロール
PS	まき網
RR	ひき縄(Rod and Reel)
SPHL	遊漁手釣り
SPOR	その他の遊漁
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	ひき縄(Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

CCSBT統計海区: 主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)、又は主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)を使用して、みなみまぐろを漁獲した海区を記入。蓄養魚の場合、この項目を記入する必要はない。統計海区を示す地図をこの記入要領の３ページに添付する。

正味重量(kg): キログラム単位で正味製品重量を記入。蓄養魚の場合、蓄養場からの収穫時の製品重量を記入(最初の漁獲時のものではない)。

● 漁獲　収穫の部 - (続き)

総尾数(RD,GGO,GGT,DRO,DRTの場合も記入**):** 丸の状態の魚の尾数を記入。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したものも、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。
その他の場合(OT):製品のタイプを記入: 製品のタイプがその他(OT)の場合、製品について記入。
その他の場合(OT):変換係数を記載: 製品のタイプがその他(OT)の場合、重量を原魚重量相当に変換するために用いる変換係数を記入。
加工施設の名称(該当する場合): みなみまぐろを加工した施設の名称を記入(該当する場合)。
加工施設の住所(該当する場合): みなみまぐろを加工した施設の住所を記入(該当する場合)。

確認

当局による確認(洋上で転載され輸出されるものについては不要): 洋上で転載され輸出されるものでない場合、政府職員[1]の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入する。洋上で転載された後に国内で水揚げされるSBTに関しては、国内での水揚げ時（すなわち転載後）に確認が行われるものとする。

● 製品の中間仕向地の部 - 転載及び/又は輸出の場合のみ - チェックのうえ必要箇所を記入(複数可)

この部は、製品を輸出及び/又は転載する場合のみ、記入が必要となる。
□にチェックし、製品が転載又は輸出のいずれであるのかを特定。転載かつ輸出の場合、両方の □ にチェック。
チェックした □(複数可)に該当する製品の中間仕向地の部の箇所を記入しなければならない。

転載

漁獲した船舶の船長による証明: すべての転載に関して、漁獲した船舶の船長は、漁獲/収穫に関する情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付をもって、この部を記入しなければならない。

次の箇所は、みなみまぐろを受けとろうとする船舶の船長により記入されるものとする。
受けとろうとする船舶の名称: 受けとろうとする船舶の名称を記入。
登録番号: 受けとろうとする船舶の登録番号を記入。
船籍がおかれる国/漁業主体: 受けとろうとする船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。
受けとろうとする船舶の船長による証明: 受けとろうとする船舶の船長は、受けとろうとする船舶に移送される魚が正しく様式に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付をもって、この部を記入しなければならない。

オブザーバーによる署名(洋上転載についてのみ): 転載がCCSBTの大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議の適用対象の場合(すなわち洋上転載)、オブザーバーは、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。監督された転載と漁獲モニタリング様式に記録された情報の間に差異がみられる場合、それらの差異はオブザーバーによる転載報告書に記録される。

輸出

輸出地点

市: 輸出地点の市を記入。
州又は県: 輸出地点の州又は県を記入。
国/漁業主体: 輸出地点の国/漁業主体を記入。公海上での洋上転載については、転載が行われるCCSBT統計海区を記入し、その他の箇所は空白とする。

仕向先

国/漁業主体: みなみまぐろの輸出先国/漁業主体を記入。

輸出者による証明: 輸出者[2] は、輸出貨物に関連して提供された情報（すなわち様式に輸出品が正しく記載されていること）を証明するために、氏名、署名、日付及び輸出業者許可番号又は輸出会社名のいずれかを記入しなければならない。輸出業者許可番号や輸出会社名を有しない輸出者は、個人名を記入。
当局による確認: 政府職員[1] の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入。

● 製品の最終仕向地の部 - チェックのうえ1仕向地のみを記入

□にチェックし、製品の最終仕向地が国産品の水揚げ又は輸入のいずれであるのかを特定。
チェックした □に該当する製品の最終仕向地の部の箇所を記入しなければならない。

国内販売向け国産品の水揚げ

国内販売の証明: 国内船舶からみなみまぐろ（国内販売用）を受けとる最初の者又は会社は、氏名/名称、住所、みなみまぐろを水揚げした／受けとった日付、署名、タイプ[3]、及び国産品として水揚げされたSBT全体の重量（kg）を記入しなければならない。

輸入

最終輸入地点
市: 輸入地点の市を記入。
州又は県: 輸入地点の州又は県を記入。
国/漁業主体: 最終的な輸入地点の国/漁業主体を記入。

輸入者による証明: みなみまぐろを輸入する者又は会社は、氏名/名称、住所、みなみまぐろの輸入年月日、署名、タイプ[3]、及び重量（Kg）を記入しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、正式に署名の委任を受けた通関代行業者によるもので代えることができる。

[1] 政府職員は、漁獲モニタリング様式を発行するメンバー又は協力的非加盟国の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。
[2] 「輸出者」による証明は、輸出会社を代表としてその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者と同一の者であってはならない。
[3] タイプの一覧は「魚の詳細」セクションのとおり。

● CCSBT統計海区図

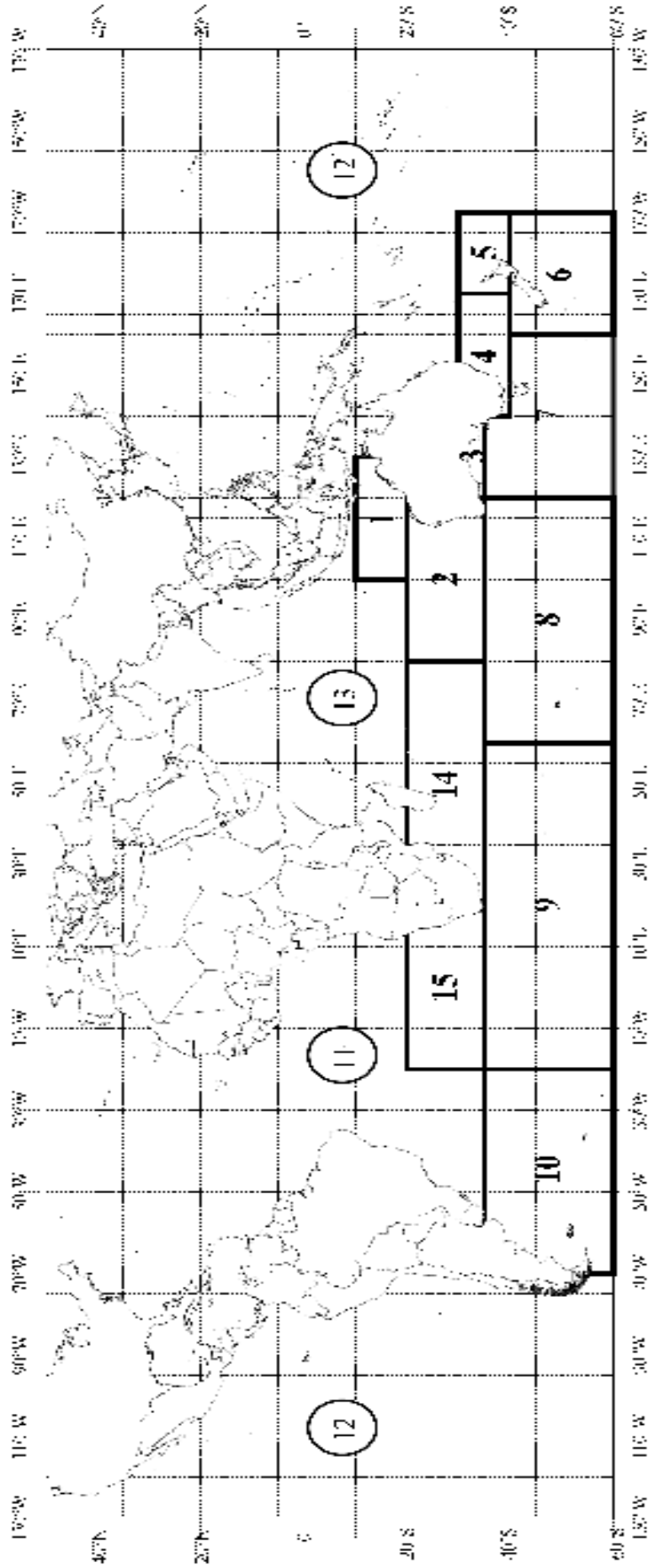

みなみまぐろ保存委員会

再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
漁獲証明制度

文書番号
RE -

☐ 再輸出 ←― 又は ―→ ☐ 国産品水揚げ後の輸出 (いずれかにチェック)

この様式において"輸出"とは、輸出及び再輸出の両方を含む。

☐ 積荷の全量 ←― 又は ―→ ☐ 積荷の一部 (いずれかにチェック)

先行する文書の様式番号(漁獲モニタリング様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式)	

● 輸出の部

輸出する国/漁業主体	輸出地点		
	市	州又は県	国/漁業主体

加工施設の名称 (該当する場合)	加工施設の住所 (該当する場合)

漁獲標識様式番号 (該当する場合)	

先行するCDS文書に記載されている魚の詳細

船籍がおかれる国/漁業主体		輸入/水揚げ年月日	
製品: F (生鮮) / FR (冷凍)	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT*	重量 (kg)	総尾数 (RD/GGO/GGT/DRO/DRTの場合も記入)
* その他の場合 (OT): 製品のタイプを記載			

輸出する魚の詳細

製品: F (生鮮) / FR (冷凍)	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT*	重量 (kg)	総尾数 (RD/GGO/GGT/DRO/DRTの場合も記入)
* その他の場合 (OT): 製品のタイプを記載			

仕向先 (国/漁業主体)

輸出者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付	許可番号 / 会社名

当局による確認: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名及び肩書き	署名	公印
	日付	

● 輸入の部

最終輸入地点		
市	州又は県	国/漁業主体

輸入者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	住所	署名	日付

注：輸出の部を確認する機関/個人は、CCSBT CDS文書の原本の写しを確認しなければならない。確認したCCSBT CDS文書の原本の写しは、再輸出/国産品水揚げ後の輸出(RE)様式に添付しなければならない。SBTを輸出する際、確認した関係する様式の写しをすべて添付しなければならない。

みなみまぐろ保存委員会

再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式

記入要領

この様式は、すべてのSBTの再輸出及び事前に国産品として水揚げしたすべてのSBTの輸出に添付しなければならず、またその写しは発行国/漁業主体に提出しなければならない。

以下の事項ごとに１つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が発行される。
- **事前に国産品として水揚げされ、その後輸出されるSBTにかかるすべての漁獲モニタリング様式、又は**
- **輸入され、その後輸出される積荷（事前にこれに関連付けられた再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式及び漁獲モニタリング様式の写しを伴う）にかかるすべての再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式**

さらに、輸出するSBTについて、関連する漁獲モニタリング様式の写し及び事前に発行された再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式の写しを、すべての再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式に添付しなければならない。

この様式は、輸出のみを目的として水揚げするSBTの「最初の」輸出の際は使用しない。そのような場合には、漁獲モニタリング様式のみを作成し、製品に添付しなければならない。

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。
再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式は、(1)輸出及び(2)輸入の2部からなる。

この様式において“輸出”とは、輸出及び再輸出の両方を含む。

様式の上部には、以下の４つの情報を必ず記入しなければならない。

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出: いずれかの□にチェックし、再輸出又は国産品の水揚げ後の輸出のいずれであるのかを特定。
文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。
積荷の全量又は積荷の一部: いずれかの□にチェックし、この情報が積荷の全量又は一部のいずれであるのかを特定。積荷の全量とは、先行する文書に記載されたSBTを全量輸出する場合をいう。
先行する文書の様式番号: これに先行するCDS様式の固有文書番号を記入。(漁獲モニタリング様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式)。

● 輸出の部

輸出する国/漁業主体: 輸出する国/漁業主体を記入。
輸出地点: 輸出地点の市、州又は県及び国/漁業主体を記入。
加工施設の名称(該当する場合): 加工施設の正式名称を記入(先行するCDS様式の後にさらに加工が施された場合のみ要記入)。
加工施設の住所(該当する場合): 加工施設の住所を記入(先行するCDS様式の後にさらに加工が施された場合のみ要記入)。
漁獲標識様式番号(該当する場合): この様式に関係のあるすべての漁獲標識様式番号を記入。これは先行するCDS文書に記録されている漁獲標識様式の一部である。これには、この様式に記載して輸出するすべての丸の状態のSBT（丸、えらはら抜き、ドレス等）の漁獲標識様式を含まなければならない。丸の状態のSBTの輸出がない場合には空欄のままで構わない。

先行するCDS文書に記載されている魚の詳細

この部においては、先行するCDSに記載されているすべてのSBTについて記入しなければならない。
船籍がおかれる国/漁業主体: 最初に漁獲/収穫した船籍がおかれる国/漁業主体を記入。
輸入/水揚げ年月日: 先行するCDSに記載された輸入又は水揚げ年月日を記入。
注: 1行につき1製品タイプについて記載すること
製品: 製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入。
タイプ: 製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのSBT
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内臓及び尾を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾付き	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
FL	フィレ	DRTをさらに加工処理し、胴体をフィレ状にカットしたもの。
OT	その他	上記以外のもの。

重量(kg): 魚の重量(kg)を記入。
総尾数(RD,GGO,GGT,DRO,DRTの場合も記入): 丸の状態の魚の尾数を記入。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したものも、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。
その他: 製品のタイプを記入(その他のタイプの場合)。

輸出魚の詳細

輸出するSBTは、次の情報について最も高い精度で記載しなければならない。
注: 1行につき1製品タイプについて記載すること
製品: 輸出する製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入。
タイプ: 製品タイプが最も近いものを上記「タイプ」のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。
重量(kg): 輸出する魚の重量(kg)を記入。
総尾数(RD,GGO,GGT,DRO,DRTの場合も記入): 丸の状態の魚の尾数を記入。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したものも、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。
その他: 製品のタイプを記入(その他のタイプの場合)。
仕向先（国/漁業主体）: みなみまぐろの輸出先国/漁業主体を記入。

証明及び確認

輸出者による証明: 輸出者[1]は、輸出貨物に関連して提供された情報（すなわち様式に輸出品が正しく記録されていること）を証明するために、氏名、署名、日付及び輸出業者許可番号又は輸出会社名のいずれかを記入しなければならない。輸出業者許可番号や輸出会社名を有しない輸出者は、個人名を記入。
当局による確認: 政府職員[2]の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入。

[1] 「輸出者」による証明は、輸出会社を代表としてその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者と同一の者であってはならない。
[2] 政府職員は、文書に記載されているSBTを輸出する国/漁業主体の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー、協力的非加盟国又はCDSに協力するその他の国/漁業主体は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

みなみまぐろ保存委員会

再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
記入要領

● 輸入の部

最終輸入地点

市: 輸入地点の市を記入。
州又は県: 輸入地点の州又は県を記入。
国/漁業主体: 最終的な輸入地点の国/漁業主体を記入。

証明

輸入者による証明: みなみまぐろを輸入する者又は会社は、氏名/名称、住所、署名及びみなみまぐろを輸入した年月日を記入しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、正式に署名の委任を受けた通関代行業者によるもので代えることができる。

みなみまぐろ保存委員会

漁獲標識様式

漁獲証明制度

文書番号

T -

☐ 天然 ←――又は――→ ☐蓄養 (いずれかにチェック)

関連する漁獲モニタリング様式の様式番号	

● 漁獲の部

漁獲した船舶(又は蓄養場)の名称	船舶登録番号(又はCCSBT蓄養シリアル・ナンバー)	船籍がおかれる国/漁業主体

漁獲に関するその他の様式の情報(例　定置網)

標識情報						
CCSBT標識番号	タイプ：RD/GGO/GGT/DRO/DRT	重量 (kg)	尾叉長 (cm)	漁具コード (該当する場合)	漁獲のあったCCSBT統計海区 (該当する場合)	収穫年月

証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付	肩書き

みなみまぐろ保存委員会

漁獲標識様式

記入要領

この様式は、捕獲したSBTに対して国別割当配分を所有している国/漁業主体によって発行される。

関連する漁獲モニタリング様式の記入を完了した際には、この様式を記入し発行国/漁業主体に提出しなければならない。

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

記入済みの漁獲標識様式は、船籍がおかれる国/漁業主体に提出しなければならず、また当該国/漁業主体は、かかる漁獲標識様式の情報を四半期ごとに電子媒体によって事務局長に提出しなければならない。

漁獲標識様式は、1部のみ(漁獲)からなる。

様式の上部には、以下の3つの情報を必ず記入しなければならない。

文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。
天然又は蓄養: いずれかの□にチェックし、この情報が天然又は蓄養のいずれであるのかを特定。
関連する漁獲モニタリング様式の様式番号: この様式に関連する漁獲モニタリング様式の固有文書番号を記入。

● 漁獲の部

漁獲した船舶(又は蓄養場)の名称: 蓄養SBTの場合は収穫した蓄養場の名称を記入。その他のSBTの場合は漁獲した船舶の名称を記入。
船舶登録番号(又はCCSBT蓄養シリアル・ナンバー): 漁獲した船舶の登録番号(又はCCSBT許可蓄養場リストのCCSBT蓄養場シリアル・ナンバー)を記入。
船籍がおかれる国/漁業主体: 船舶又は蓄養場の国又は漁業主体を記入。
漁獲に関するその他の様式の情報: 漁獲に関する様式について関係のある情報を記入(例 定置網)。

標識情報

それぞれの魚について標識情報を記録しなければならない。

注: 標識を付したみなみまぐろ1尾について1行を使用すること。

CCSBT標識番号: 魚に装着した標識の固有標識番号を記入。
タイプ: 製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのSBT
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内蔵及び尾を除去したもの。鰓蓋（鰓板）、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾付き	鰓、内蔵、鰓蓋（鰓板）及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内蔵、鰓蓋（鰓板）、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。

重量 (kg): 魚の重量(kg)を記入。
尾叉長 (cm): 魚の尾叉長を四捨五入してcm単位（整数）で記入。SBTの捕殺時に体長を測定することが可能な場合：冷凍及び尾を除去する前に、閉じた口先から尾叉までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定すること。SBTの捕殺後直ちに体長を測定することができず、代わりに水揚げ時、及び尾の除去後及び冷凍する前に測定する場合：尾叉長の測定に代えて、閉じた口先から尾ビレを除去した点までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定し、この長さに適切な変換係数を乗じること。

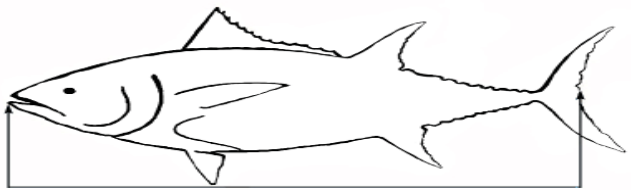

漁具コード(該当する場合): 次のリストからみなみまぐろを収穫するために使用した漁具のタイプを特定。その他の場合、漁具の種類を記載。蓄養魚の場合、“蓄養”と記入。

漁具コード	漁具のタイプ
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	銛
LL	はえ縄
MWT	中層トロール
PS	まき網
RR	ひき縄(Rod and Reel)
SPHL	遊漁手釣り
SPOR	その他の遊漁
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	ひき縄(Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

漁獲のあったCCSBT統計海区(該当する場合): 主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)、又は主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)を使用して、みなみまぐろを漁獲した海区を記入。蓄養魚の場合、この項目を記入する必要はない。
収穫年月: みなみまぐろを収穫した年月を記入。蓄養魚の場合、最初に収穫した月ではなく、捕殺した月を記入する。

証明及び確認

証明: 適当な当局は、この様式に標識の情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名、日付及び肩書きを記入しなければならない。

別添 **2**

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国による標識装着計画にかかる手続き及び情報に関する最低基準

SBT 標識制度に関する一般要件

1. 決議の 1.7 及び 1.8 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態であるうちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋（鰓板）及び尾の除去並びに頭部又は頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。

2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。

    a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を持つ。

    b. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まなければならない。(例：NZ-2008-000001)

    c. SBT にしっかりと固定することが可能。

    d. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。

    e. 少なくともマイナス 60℃、海水及び手荒い扱いに耐えられる。

    f. 食品安全性がある。

標識関連情報に関する一般要件

4. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT を漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布した SBT 標識を記録しなければならない。

5. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別の SBT に関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。

6. 本決議のセクション 5 から 9 における CCSBT CDS 決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。

別添 3

事務局長による拡大委員会への 6 ヶ月／年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバーの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった様式を示している。

- FSF – 蓄養活け込み様式
- FTF – 蓄養移送様式
- CMF –漁獲モニタリング様式
- REEF – 再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
- CTF – 漁獲標識様式

CDS の最初の年においては、作成されるべきすべての報告書に関して CDS からは十分な情報が得られないだろう。事務局において、CDS データベース及び関連する報告制度が作成過程にある最初の 1 年間は、報告書の作成が遅れることも受容される。

<u>製品に関する報告書</u>

製品に関する 2 つの報告書が作成される。

<u>(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書</u>

この報告書は、各メンバー及び協力的非加盟国の割当年の漁獲量を推定するため、CMF 及び FSF の死亡尾数のデータを使用する。これは、割当年が終了した後、十分な CDS データが利用可能な場合のみ実施されるべきである。CDS から得られた加工処理後の重量は、各メンバーから提供されている変換係数が利用可能であればをそれを利用し、メンバーが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/協力的非加盟国から得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年[1]
- CDS から得られた漁具別の総推定 SBT 原魚重量
- メンバーから報告された漁具別の総 SBT 原魚重量（利用可能な場合）

[1] メンバーの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。この報告書には（CDS 及びメンバーからの報告書双方に基づく最新の推定値とともに）CDS のデータが十分にある最近の割当年の記録も記載すべきである。

- コメント[2]

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 2 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び CTF のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 漁獲魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品(F/FR)
- 加工タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- 収穫年月
- 漁具コード
- 統計海区
- 輸出地点（輸出の場合のみ）
- 輸出年月（輸出のみ）
- 最終仕向地となる国/漁業主体
- 最終仕向地に到着した年月

上記の項目内における以下の数量

  - SBT の数量
  - SBT の正味重量

REEF 報告書

REEF に関して 2 つの報告書が作成される。

(1) 詳細な REEF 総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 4 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び REEF のデータを利用する。

- 原産漁獲国/漁業主体
- 今回輸出する国/漁業主体[3]
- 輸出地点
- 輸出年月[4]
- 輸入国/漁業主体
- 輸出製品(F/FR)
- 輸出されたタイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT)

---

[2]この数量の解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDS の対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年の CDS データは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

[3]これは該当する REEF に記載されている輸出する国/漁業主体であり、先行する REEF 又は CMF に記載されているものではない。

[4]輸出証明日に基づき決定する。

上記の項目内において

- 輸出された SBT の正味重量及び尾数

(2) REEF 不調和報告書

この報告書では、すべての REEF 及び関連する CMF を調査し、その後の輸出及び再輸出において「過剰利用[5]」となっているすべての CMF のリストを作成すべきである。

- 過剰利用 CMF に記載された文書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する REEF の文書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- その他遵守委員会で合意された情報

標識報告書

1 つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、CTF 及び CMF 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量
- 関連する CMF で報告された SBT の総尾数及び正味重量

転載報告書

2 つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、CMF 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体
- 転載年月
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体
- 最終仕向地となる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量

- 転載件数
- CMF に基づく SBT 尾数
- CMF に基づく SBT の正味重量

[5] 過剰利用 CMF とは、CMF に記載されていた魚のその後の輸出/再輸出の量が、当該 CMF で報告されていた当初の量を超過している場合をいう。

- o 転載申告書に基づく SBT の正味重量
- o 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、CMF に記載された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 転載日
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- CMF に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ

蓄養報告書

2 つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する国/漁業主体の通常の「漁期」を含む漁獲及び蓄養期間を網羅するよう作成されるべきである。

(1) 蓄養総括報告

各国/漁業主体から得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、FSF 及び CMF のデータを利用する。この報告書は、貿易情報スキームの一環としてオートラリアが作成している 6 ヶ月ごとの蓄養報告書に類似している。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- 漁獲期間
- 漁獲のあった統計海区
- 曳航期間中の死亡魚の総尾数及び重量
- 蓄養場への移送期間
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び重量
- すべての移送に関する平均重量の最小値、最大値及び中央値
- 蓄養場からの収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に移送された SBT の尾数（FSF に基づく。また FTF に基づき調整される）が、CMF に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数を上回る場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び重量
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数尾及び重量
- 当該蓄養場から収穫した期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

<u>照合報告書</u>

CDS 文書は、四半期ごとに様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBT が輸出されるか又は転載される際に送付され、さらに同じ SBT が輸入されるか又は国産品として水揚げされる際に再度送付されるというように。照合報告書は、想定される文書の数量及びタイプに関する集約情報を提供するよう考案されなければならないものの、未だ各国 /漁業主体からはそのようなものは得られていない。この報告書は、 異なる情報源から得られた様式の数値に不調和が生じているかどうかも明らかにすべきである。事務局は、CDS が 12 カ月間運用された後、この報告書を考案し作成すべきである。